時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報

明治廿五年六月三日
(西暦一千八百九十二年)

時事新報

新法典實施

の利害に就ては世間の議論未だ定らず既に新法延期の議案は過日貴院に可決して今後衆院の論勢如何なる可きや世人の最も注目する所なり抑も人事世務の次第に繁雜なるに從て法も亦次第に繁雜なる可きは自然の數なれば新法の發布敢て怪しむに足らざるに似たれども我國目下の世態は果して此新法の必要あるや此新法は果して人事世務の急に迫られて出でたるものなるやと云ふに必ずしも然らざるの事情あるが如し今日に至りて既に其法案を見れば利害得失の評論も起ることなれども本來其案の由て生じたる其起源を尋ねれば彼の條約改正の爲めに促がされたるものにして實際上に我國内の形勢を觀察し此形勢にては此法典なかる可らずとて特に之が爲めに立案したるに非ず若しも内國人民の爲めのみとあれば年々歳々新人事の生ずるに從て新法を作り其法漸く増加するを俟めて他年一日一大法典を編纂するの便利に若かず之を喩へば活版の工業を起すには先づ日常の文章に入用なる文字のみを採りて工場に備へ漸く千種萬樣の文章に應用して不足の活字あれば其不足するものを作り今日一字を増し明日又一字を足し唯實用に從て次第に字數を使へ其間に自然に完全なる活版工場と成すが如し此趣向にして成りたる工場には假令ひ不思議なる奇字あるも其奇字は實際の用に應じ作りたるものなるが故に工場設備の活字一として實用に適せざるはなし [illegible]

[illegible]

○貴族院議事筆記

[illegible]

○昨日の貴族院

[illegible]